

## 平成 20 年度第 2 回総合セキュリティ対策会議

(平成 20 年 9 月 25 日)

### 発言要旨

#### 1. 児童ポルノの流通を防止するための取り組みについて

【委員 2 名から、フィルタリングによる児童ポルノの流通防止対策について発表】

【検索エンジンにおける児童ポルノ流通防止対策について発表】

児童ポルノを全て削除しているのか。また、そのために、独自に児童ポルノに関して情報収集を行っているのか。

発表者：我々自身が、児童ポルノのサイトを探すということはしていない。

先ほどの説明で、不適切な画像を表示しないようにできるとのことだが、これは画像の内容を見て判断しているのか、あるいは、その画像が掲載されているサイトレベルで、何らかのリストを参照しながら、そのサイトに含まれる画像のみ表示しないようにしているのか。

発表者：ケース・バイ・ケースである。

例えば有名な児童ポルノに関するキーワードで検索すると、多くの DVD 販売サイトがヒットする。児童ポルノへの許容性がないのであれば、最初からこのような児童ポルノの販売者のサイトが検索結果に出ないようにすべきと思うが、そうしないのは何故か。

発表者：米国では、NPO や司法機関、政府機関と具体的に児童ポルノに対してスクラムを組んで対応するという活動をしている。

児童ポルノに対して「許容性ゼロ」というのは、欧米では、関連分野の企業が何年も前から明言している方針。発表の中でも、一切の許容性はなしということをおっしゃっていただいたのは、大変ありがたい。しかし、児童ポルノの検索をしてみると、先ほどのキーワードも含め、実は非常にたくさんヒットする。社としての方針と実態とがこれだけ離れている現実を、一刻も早く縮めていただく努力をお願いします。例えば、私たちが通報を行ったとき、なかなか消していただけないので、直接電話で担当者とお話ししようとしたときに、同様の件で別の社では担当者と話ができて改善の確認ができたが、御社の場合には

それができず、最終的に「アメリカに英語でメールを書け」と言われた。日常的にその辺の具体的な部分の改善をやっていただかなければならないと、私たちの経験から感じている。

また、行政や政府による規制ではなくて、民間セクター・企業による自主的な取り組みとして進めたいとおっしゃったが、行政からの規制なしでやれるということを、まず実際に見せていただきたい。日本においては残念ながら、この点で非常に遅れていると言わざるを得ない状態があると思う。今後に期待しているので、ぜひ一緒にやらせていただきたい。

発表された3名について共通の質問になるが、まずは検索エンジンについてお伺いしたい。対策を講じることについて、エンドユーザではなく、御社がサービスの提供又は役務の提供を通じて契約関係を持っている関係者若しくは株主等の契約上の義務を負っている相手の中に（児童ポルノに関する）対策を講じることについて契約上の義務を負っている相手はあるのか。

発表者：特に、契約上の義務を負っているという相手先はいないと思う。

先に発表したお二方にも同じ質問になるが、製品の購入なり使用を許諾した者に対して契約上の義務を負っており、その他は義務を負う相手はいないという理解でよろしいか。

先の発表者2名：そのとおり。

削除ポリシーは、ページのどこかに書いて公開しているのか。

発表者（検索サービスにおいて特定に情報について削除するなどの措置を行うことに関して、）そのようなものは、公開していない。

## 2 その他

### 【事務局から、諸外国における児童ポルノの流通防止対策等について説明】

各国でのブロッキング等の活動に対する懸念についての報道記事があるとの紹介があったが、ブロッキングの開始時期と報道記事の掲載時期から 見ると、各国において、開始前後のところで懸念が表明されたということだと思う。一方、開始後はあまり懸念についての意見はないまま推移している。つまり、実施後には、余りこういう懸念は現実化しなかったもので、それ以上懸念が表明されることがないという状態だという理解でよろしいか。

事務局：今回の調査は、インターネットを中心に行った非公式の調査であるが、諸外国の状況を調べるに当たり、インターネットで、「チャイルド・ポルノ」、「チャイルド・アブユーズ・イメージ」、「センサーシップ」等の言葉で検索したり、INHOPE や E U のページから探したりした。特に、記事については、検索を中心に探したので、当然、検索漏れもあろうかと思う。過去の記事を全部確認したわけではないため、ここで紹介した記事以降には批判がなかったかどうかということについては、正直わからない。

ある一定の条件で検索したときに、直近のものは検索では見つかっていないという理解でよろしいか。

新しいものほど出てきやすいのに見つからないという推測は一応働くのではないかと思われる。

英国の媒体であるザ・レジスターには、警告的にブロッキングによって起こっている問題については、英国の事例に限らず結構、取り上げられていることから、ブロッキングについては、今なお試行錯誤の段階にあると考えたほうがよろしいのではないか。フィンランドに関しても、2月に国会で紛糾した後に、NPOによって実際には単なるポルノサイトでしかないものが数多くブロッキングされているという実態が明らかにされている。また、今のフィンランドの方法はサイト単位のブロッキングであるので、ページ単位に変えるべきではないかなど、いろいろな議論が今なお継続しているというように考えたほうがよろしいかと思う。

そこで議論されているのは、ブロッキングの単位が大きいので健全なもの、本来ブロッキングすべきでないものまで含まれているという論点が今も続いているということなのか。

サイト単位でブロッキングすることの問題についても議論されているし、あるいは、そもそもどういった基準でリストが作られているかということが不明確であるということも問題になっている。

サイト単位とか、IPアドレス単位とかいろいろあって、ブロッキングと一口に言っても想定されている技術内容が共通ではないように見えるが、その辺はいかがか。

事務局：恐らくおっしゃるとおりだと思う。調べていく中で、ブロッキングを

しているということは出てくるが、何をどんな単位でブロックしているのかということまではあまりなかった。ただ、英国については、IWF (Internet Watch Foundation)がURLのリストを作っているということがホームページ上で明言されていたので、英国ではおそらくページ単位でブロックしているのだと思う。

ISPが、回線に近いところでパケット・フィルタリング的にブロックしているという事例もあるということか。そこまでもわからないということか。事務局：インターネット上で調べた限りでは、ISPが具体的にどのような技術的な手法を使ってブロックを行っているのかということについては、見えてこなかった。この点に関しては、全ての国を網羅的に詳しく調べるということは、なかなか難しいが、英国とイタリアについては、警察庁でも現在調査している最中なので、その中で、方法を含めてある程度分かるのではないかと考えている。

今年の5月に、別の会議でブロックの実態について報告をさせていただく機会があり、その時に若干調べたが、北欧などでは、DNSサーバーにブラックリストを配る形式で、いわゆる児童ポルノサイトに接続しようとしても、名前が引けず（IPアドレスが取得できず）結果的に表示できないというような最も初歩的な方式で行っている。たしか、スウェーデンだったと思うが、児童ポルノのブロック専門のネットワーク機器を販売しているベンダーがあり、ここではもう少し細かい制御をしている。具体的にはBGPプロトコル（Border Gateway Protocol：主にISP間のルーティングに使用されるプロトコル）を使って児童ポルノをホスティングしているIPアドレスについて、経路をねじ曲げて検閲サーバーに放り込んで、そこでURL単位のフィルタリングをするというような専用の機器が販売されている。英国のIWFやオーストラリアの通信委員会がリストのメンテナンスをしていて、このような通信機器では管理者が使用するリストを選べるようになっている。児童ポルノのブロックではないが、パキスタンでは、暴動を防ぐためにアジテーションをしているYouTubeの動画をブロックしている。パキスタンテレコムが、YouTubeへの接続が来るとまず検閲サーバーを通してURLフィルタリングをかけるという方法で行っていたところ、設定を間違えて全世界にパキスタンの検閲サーバ

への経路情報が流れてしまい、今年の2月あたりに全世界で半日程度YouTubeが見られなくなってしまうことがあった。これは、パキスタンテレコムの実運用ミスと、また、その上流の香港のプロバイダーの設定ミスが原因であったと聞いている。

【事務局から、平成20年度上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について説明】

サイバー犯罪への対策として取り締まりを強化することだが、官民の連携というこの会議の趣旨からして、例えば、このようなことが民の側で準備されていると捜査なり対処がしやすくなる、捜査に際しての民側の負担を軽くして捜査の効率化が図られる、あるいは捜査の結論が得やすくなるということについて、そのような課題というのについて意識されているものがあれば、ご披露いただきたい。

事務局：1つにはサイバー空間は、現実の空間に比べれば新しい空間であり、社会的な仕組みが未成熟な部分を突いて犯罪を行われているということがある。つまり、この未成熟な部分をもっと成熟した形にしていただければ、そもそも犯罪の発生自体を減らせるのではないかと考えている。例えば、インターネット・オークション利用詐欺は、サイバー犯罪全体の中に占める割合が高く、業界の方にもいろいろお願いをして対策を講じてもらってきている。具体的には、この詐欺が起きる要素の一つにインターネット・オークションに特有な取引形態に関するものがある。インターネット・オークションではまず、最初に落札をした人がお金を振り込み、お金の振り込みを確認したあとに商品を渡すという形で行われているというのが通例であった。そして、お金を振り込んだけれども商品が来ず、詐欺に遭うということが多くあった。そこで、お金と商品の授受の同時履行が担保できるような仕組みに切りかえるべく、いろいろとお願いして、今ではかなり対策がとられるようになりインターネット・オークション詐欺が減ってきた。これは1つの例だが、サイバー空間が成熟した空間になっていく努力をすることが非常に大事ではないかと思っている。

また、このサイバー空間で捜査する上で隘路になる点は、主に2つある。1つは、犯罪の痕跡が残りにくい点であり、サイバー空間でも何とか痕跡が残りにくい形になっていると、我々捜査をする側から見るとありがたい。もう1つ

は、サイバー空間では、離れたところから、全く面接しないでいるんな契約行為等が行われるため、匿名性が高いという問題がある。これもいろいろな工夫をしながら、匿名性を低めるような努力をお願いしなければいけないと思っている。例えば、痕跡を追っていくとインターネットカフェに辿り着くが、その際にそのパソコンを利用していた者が簡単に分かるような仕組みにして頂けるとありがたい。この点については、この会議でのご議論を受けて要望を出したりなどしている。

### 3．局長挨拶

8月7日付けで生活安全局長を命ぜられました巽と申します。本日は、また大変お忙しい中、前田委員長、各委員の皆様方には熱心に議論していただきまして、本当にありがとうございました。また、この会議も8年目ということで、今回はインターネット上の児童ポルノの問題についてご議論頂いておりますが、これは大変大きな問題でありますし、また深刻な問題というふうに私どもとしてもとらえているところでございます。今後も、皆様方の幅広い、いろんな分野での知識・経験をもとにご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 4．今後のスケジュール

【事務局から、平成20年度年間スケジュール等について説明】

(質問等なし)